



**安仁神社 (備前一宮)**  
神武天皇の長兄である五瀬命と次兄の稲水命と三兄の御毛沼命を祀ることから神社の名称となった。(旧国幣中社)



**吉備津神社 (備中一宮)**  
吉備津彦命を祀る中心的な神社。一品を賜った事から一品吉備津神社ともいわれ三備 (備前・備中・備後) の一宮とも称された。(旧国幣中社)



**中山神社 (美作一宮)**  
慶雲4年(707)社殿を創建して鏡作神を奉斎したと伝えられている。永禄2年(1559)出雲城主尼子晴久が社殿を復興した。本殿は中山造りと呼ばれ国重要文化財。(旧国幣中社)



**総社宮 (備前総社)**  
平安時代初期の創建と伝えられ、備前国内128社の祭神が合祀されている。平成4年社殿が焼失したが、平成21年再建し、同22年竣工予定。(旧郷社)



**総社 (備中総社)**  
大化年間の創建と伝えられ、備中国内304社の祭神が合祀されている。本殿は火災により焼失したが、昭和55年に再建された。三島式庭園と長い回廊が特徴的である。(旧郷社)



**総社 (美作総社)**  
欽明天皇25年(564)に大日貴命を祀ったのが創建と伝えられている。本殿は、永禄5年(1562)に毛利元就が造営した。本殿は国重文(旧県社)

現在の県内における神社本庁包括下の神社一六二三社の旧社格は次の通り。

- 官幣中社 吉備津神社 (岡山市北区吉備津)
- 国幣中社 中山神社 (津山市一宮)
- 々々 安仁神社 (岡山市東区西大寺一宮)
- 国幣小社 吉備津彦神社 (岡山市北区二宮)
- 指定県社 岡山県護国神社 (岡山市中区奥市)
- 県社 三四社
- 郷社 一二五社
- 村社 一一二二社
- 無格社 三三七社

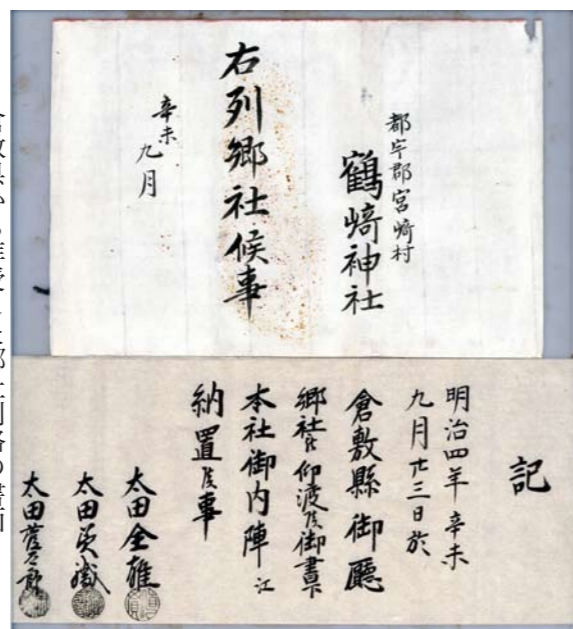
当社は明治四年九月二十三日、当時の倉敷県から社格制度により「郷社」に列格された。大正十一年十月に設置された社号標の側面には「郷社」の文字が刻まれている。郷社は諸社の内では府県社に次ぐ社格であり、その数も少数であることからその格式の高さがうかがえる。

また、昭和十四年六月十日付けで、郷社から



社号標側面に刻まれた「郷社」の文字

県社への神社昇格請願書を当時の岡山県知事本間精宛に提出しているが、大東亜戦争開戦の直前でもあり、県社への昇格は叶わなかったようである。



倉敷県から拝受した郷社列格の書面

平安時代中期に編纂された格式(律令の施行細則)で、三代格式(弘仁格式、貞観格式、延喜格式)の一つである。三代格式の内、ほぼ完全な形で残っているのは延喜式だけであり、かつ細かな事柄まで規定されていることから、古代史の研究では重要な文献となっている。

**延喜式**

延喜五年(905)醍醐天皇の命により藤原時平らが編纂を始め、時平の死後は藤原

忠平が編纂に当たり、延長五年(927)に一応完成した。

その後も改訂が加えられ、四十年後の康保四年(967)から施行された。

全五〇巻、約三三〇〇条からなる延喜式は、律令官制に従い、巻一〜一〇の神祇官関係の式、巻一〜四〇の太政官八省関係の式、巻四一〜四九のその他の官司関係の式、巻五〇の雑式の順となっている。

神祇官関係の式のうち、巻八には祝詞(現在神社で奏上する祝詞はこの延喜式祝詞が基本となっている。)が掲載されている。巻九と一〇は神名帳(当時「官社」とされていた全国の神社の一覧表)となっていて、祈年祭に奉幣を受けるべき二八六一社の神社と、そこに鎮座する三一二二座の神が記載されている。

延喜式神名帳に記載のある神社を一般に「延喜式の内に記載された神社」の意味で延喜式内社、または単に式内社と言って社格の一つとされ、当時朝廷から重要視された神社であることを示している。

元々「神名帳」とは、古代律令制における神祇官が作成していた官社の一覧表のこととで、「官社帳」ともいう。国・郡別に神社が羅列されており、祭神、社格などが記されている。平安時代中期には記載神社が既に存在していた証ともなるが、現在では消滅したり不明となっている神社もある。